

## 高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立林業大学校（以下「林業大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修部門の定員等)

第2条 林業大学校の研修部門の定員は、基礎課程にあつては1学年につき20人、専攻課程にあつては1学年につき30人とし、短期課程にあつては知事が別に定めるものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、研修に支障のない範囲で、研修を受けようとする者を定員を超えて受け入れることができる。

(研修部門の研修内容等)

第3条 林業大学校の研修部門の研修内容は、次の表に定めるとおりとする。

研修部門	研修内容
基礎課程	森林科学、森林施業、森林・林業経営、木材利用等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理
専攻課程	1 森林管理コース 森林・林業経営、救急法、労働安全衛生等の共通科目（以下この表において「共通科目」という。）、公共政策、森林GIS、森林施業プランナー等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理 2 林業技術コース 共通科目、高性能林業機械、架線技術、作業道等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理 3 木造設計コース 共通科目、木造建築等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理
短期課程	森林経営、木材加工、特用林産、鳥獣対策等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理

2 前項に定めるもののほか、研修部門の科目、時間数等については、知事が別に定める。

(受講手続)

第4条 林業大学校の研修部門で研修を受けようとする者は、知事が別に定める研修申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により研修申込書を提出した者について面談等を行い、林業大学校の研修部門での研修の受講を許可するものとする。

(受講の許可の取消し)

第5条 知事は、林業大学校の研修部門で研修を受ける者（以下「研修生」という。）から病気

その他やむを得ない理由により研修の受講を継続することが困難である旨の申出があったときは、前条第2項の許可（以下「受講の許可」という。）を取り消すものとする。

2 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。

- (1) 研修の成績が著しく不良で改善の見込みがないとき。
- (2) 性行が不良で改しゅんの見込みがないとき。
- (3) 負傷、病気その他の事故により研修の修了の見込みがないとき。
- (4) 正当な理由がなく研修料を滞納し、督促を受けた後3月を経過しても納付しないとき。
- (5) 林業大学の秩序を乱したときその他研修生としての本分に反する行為をしたとき。

（修了証書の授与）

第6条 知事は、林業大学の研修部門のうち基礎課程及び専攻課程を修了した研修生について、その成績、受講の状況等に基づき修了の認定を行うものとする。

2 校長（第10条第1項に規定する林業大学校長をいう。）は、前項の規定により知事が修了の認定を行った研修生に対して修了証書を授与するものとする。

（研修料の額等）

第7条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第4条の規則で定める額は、480円とする。

2 条例第4条ただし書の短期課程のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する研修とする。

- (1) 広く不特定多数の者にも受講を呼び掛ける研修
- (2) 高知県立森林研修センターにおいて無料で実施している研修と同一の内容である研修
- (3) 林業労働安全衛生対策に関する研修
- (4) 県の依頼に基づき受講をさせる専門的知識及び技術を習得する指導者を養成するための研修

3 条例第4条に規定する基礎課程及び専攻課程に係る研修料については、前期及び後期の2期に区分してこれを納付させるものとし、前期にあつては5月20日までに、後期にあつては10月20日までに、その年額の2分の1に相当する額を納付させるものとする。

4 前項の場合において、納期前に第5条の規定により受講の許可を取り消されたときは、当該受講の許可を取り消された日が属する月までの分の研修料を納付させるものとする。ただし、受講の許可を取り消された日が月の初日であるときにあつては、その月の分の研修料については、納付を要しないものとする。

5 前項本文の規定にかかわらず、受講の許可を取り消された事由が研修生の責めに帰すべきものでないと知事が認めるときは、当該受講の許可を取り消された日が属する月までの分の研修料については、納付を要しないものとする。

6 前3項に定めるもののほか、研修料の納付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(研修料の減免の要件等)

第8条 条例第5条の規定に基づき研修料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その一部を免除するときの当該額は、知事が別に定める。

- (1) 研修生が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。
  - (2) 研修生及び研修生と生計を一にする者の全てが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。
  - (3) 研修生及び研修生と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、研修料の納付が困難になったとき。
  - (4) 研修生が、県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。
  - (5) 研修生が、林業大学校と相互に連携及び協力を推進することを目的とする協定を締結している大学（学校教育法（昭和22年法律第26条）第83条の大学をいう。）その他の教育機関に在籍する者であるとき。
- 2 条例第5条の規定に基づく研修料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(遵守事項)

第9条 研修生及び林業大学校を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで林業大学校の備品等を林業大学校の外に持ち出さないこと。
- (6) 林業大学校の施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、林業大学校の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

第10条 知事は、林業大学校の適切な運営のため、林業大学校長（次項において「校長」という。）を置くものとする。

2 校長の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 林業大学校の各種式典への出席
- (2) 林業大学校の運営及び研修内容等への助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が校長と協議して定める職務

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、林業大学校の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月11日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。